

笠間市景観計画 概要版（案）

笠間市

1. 計画策定の背景と目的

本市は、豊かな自然や歴史的建造物、地場産業などの多様な景観特性を有しており、これらを背景とした美しい景観が形成されています。

その一方で、市民の方が景観への魅力をあまり感じていないことや、自然的な景観や市街地の賑わい景観が以前と比べて悪くなっていることなどの課題が市民アンケートであげられています。

これらのことから、景観の保全だけでなく、将来的に本市の魅力向上や地域活性化につなげていくことが大切になります。

本市では、良好な景観の形成に関する統一的、かつ基本的な考え方を定め、総合的な景観形成を図り、魅力を高めるため、「笠間市景観計画」を策定し、良好な景観の保全と住環境の維持といった観点から、本市の総合的なまちづくりの推進を目的とします。

2. 景観計画とは

景観計画は、地方公共団体が景観法に基づく景観行政団体となり、景観まちづくりの基本となる計画として、地域の特性を踏まえた良好な景観整備に向けて、景観形成の方針や行為の制限に関する事項などを定めるものです。

本市では、令和2年2月に景観行政団体へ移行し、市の景観形成に関する総合的な施策や、市民、事業者、行政に共通する協働の指針として景観計画を位置づけ、この指針に沿って、景観まちづくりのルールやまち並みの景観コントロール、景観まちづくり活動等の景観形成に関する施策を進めていきます。

3. 笠間市の景観特性と景観上の課題整理

本市の多様な景観特性をより活かした整理をするために、「自然景観」「歴史景観」「文化景観」「産業景観」「暮らしの景観」の5つの景観要素に分類します。

自然景観

◆山や河川、起伏により生み出された景観や田畑等の 自然的土地利用がなされている景観を示します

- ・仏頂山、吾国山、愛宕山、佐白山、涸沼川 等
- ・関東ふれあいの道、いばらきヘルスロード 等
- ・筑波山地域ジオパーク「筑波・鶏足山塊ゾーン」



歴史景観

◆神社仏閣や史跡等、本市の歴史的背景が垣間見える 景観を示します

- ・楞嚴寺山門、塙家住宅、笠間稲荷神社本殿 等
- ・難台山城址、穴戸城址土塁、笠間城跡 等
- ・笠間城櫓、穴戸藩陣屋表門（旧穴戸城表門） 等



文化景観

◆伝統的な祭事、文化的なイベント等の地域固有の 文化的背景が垣間見える景観を示します

- ・笠間稲荷神社初詣、笠間の陶炎祭、笠間菊まつり 等
- ・笠間芸術の森公園、県陶芸美術館、春風萬里荘 等



産業景観

◆産業的な土地利用がなされているまち並みや、 産業の特徴が垣間見える景観を示します

- ・笠間焼（国伝統的工芸品）、ギャラリーロード 等
- ・稲田みかげ石
- ・栗（県銘柄推進産地）、地酒



暮らしの景観

◆住宅街の街並みや、集落地及び幹線道路とその沿線、 駅周辺等の暮らしの中の景観を示します

- ・幹線道路の沿道、沿線周辺のまち並み
- ・駅周辺の商店街や住宅地（友部駅 等）
- ・石井北部・寺崎地区のような良好な住宅地

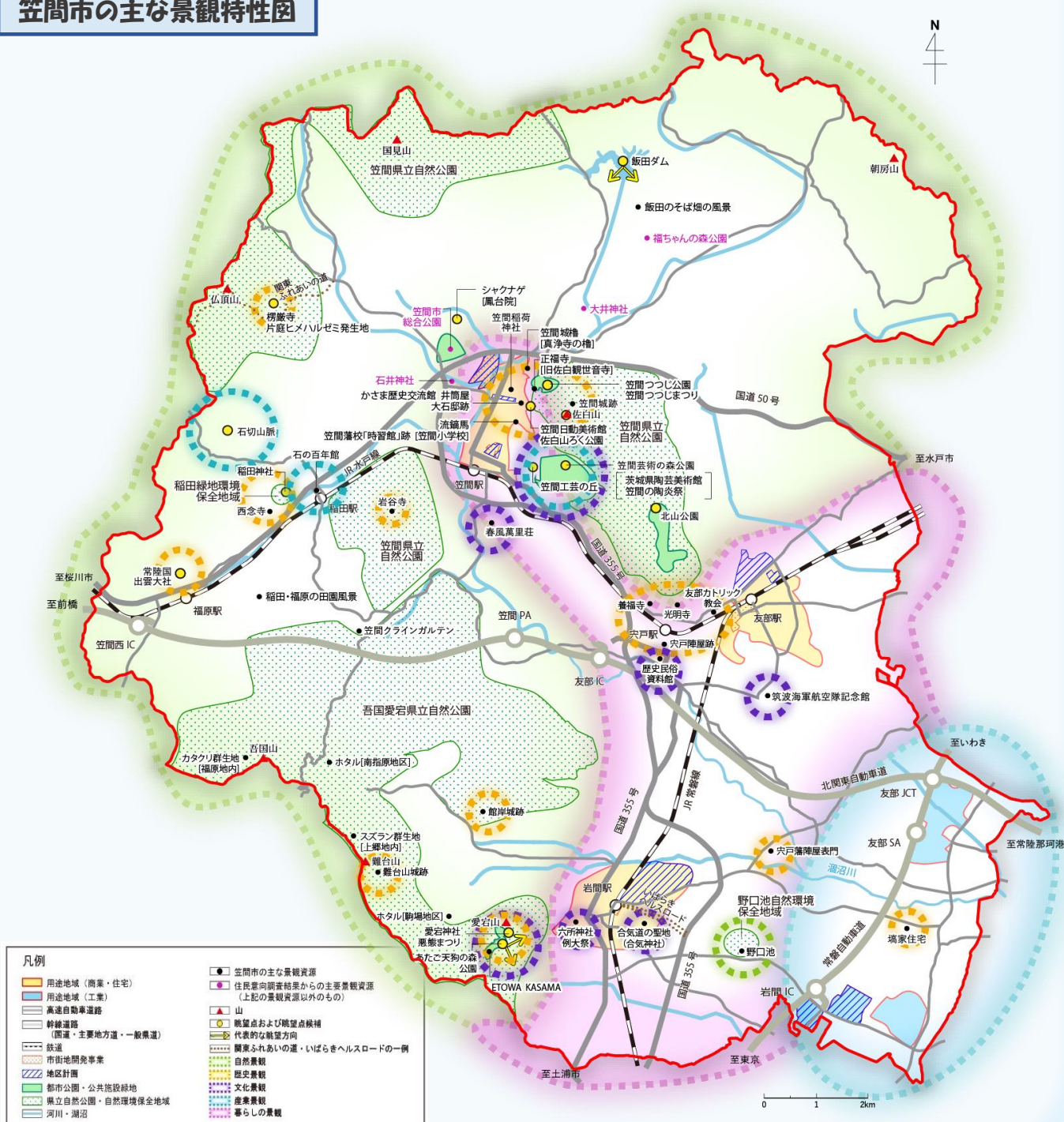


【笠間市の良好な景観形成における課題整理】

景観に係る現状把握や景観に関する市民アンケートを踏まえ、本市の良好な景観形成における課題を次のとおり整理します。

- 豊かな自然や山並みが形成する景観の保全・活用を図ることが必要です
- 魅力ある歴史・文化資源の保全・活用を図り、魅力を損ねないための改善の取り組みを進めていくことが必要です
- 観光地や市街地等、本市の顔として相応しい景観の魅力づくりを進め、市民が愛着や誇りを持てる景観まちづくりを推進していく必要があります
- 市民の景観に対する意識醸成を図りながら、市民と共につくる持続的な景観まちづくりの取り組みを推進していく必要があります

笠間市の主な景観特性図



4. 景観形成基本方針

自然、歴史、文化、産業、暮らしといった地域固有の資源を美しく保ち、高めていくこと、資源同士をつなげ、相乗効果を図ることが、現在の美しい景観の保全や、将来的な本市の魅力向上、活性化等につながる有効な手段と考え、次のとおり「景観まちづくり理念」を定めます。

また、理念を実現するための行動指針を「景観まちづくり基本方針」として定めます。

【笠間市全体の景観まちづくりの考え方】

■景観計画区域

笠間市全域

■景観まちづくり理念

市民自らが誇りを持ち、本市の美しい景観を再認識し、笠間固有の自然・歴史・文化の宝を美しく保ち、魅力を高める

■景観まちづくり基本方針

1. 豊かな自然や山並みが形成する景観の保全・活用

- ・ 里山や田園風景等、身近な自然との共生の中で育まれてきた景観の保全と活用を推進
- ・ 豊富な自然景観の保全と活用を推進

2. 地域の魅力ある歴史・文化資源の保全・活用

- ・ 歴史的・文化的に重要な由緒ある神社仏閣、祭事や神事等の伝統的な風習の保存・活用による景観まちづくりの推進
- ・ 産業と人の営みが一体となった、地域固有の景観を保全・活用した景観まちづくりの推進

3. まちなか(市の顔)に相応しい景観まちづくり

- ・ 本市の玄関口(顔)となる地域では、各地の特性を活かした、地域内外に誇ることができる景観の創出
- ・ 整備された既存の住宅地や公共公益施設等について、良好な住環境の維持やコミュニティの向上を推進

4. 市民と共につくりあげる持続的な景観まちづくり

- ・ 市民の景観に対する理解の向上や、景観を通じた地域の魅力発見・郷土愛の醸成
- ・ 良好な景観の保全・継承のため、人材育成の取り組み、持続的に景観まちづくりが行える環境づくりの推進

■地区別景観形成エリア

1-1. 自然景観地区

- ① 自然環境保全エリア
- ② 田園・里山景観エリア

2-1. 歴史景観地区

- ① 笠間稲荷エリア
- ② 笠間城跡エリア
- ③ 穴戸・友部エリア
- ④ 岩間エリア

2-2. 文化景観地区

- ① 芸術・陶芸エリア
- ② 穴戸エリア
- ③ 岩間エリア

2-3. 産業景観地区

- ① 工業地帯エリア
- ② 稲田みかげ石エリア
- ③ 笠間焼エリア
- ④ 栗園エリア

3-1. 暮らし景観地区

- ① 沿道・沿線景観エリア
- ② 駅周辺の市街地景観エリア
- ③ 住宅景観エリア

本市の特徴的な景観要素のあり方やその形成方法を考え、5つの大きな特性地区を定めます。その5つの特性地区の中で、関連する地理的な位置づけを“景観形成エリア”として整理し、地区の特性にあわせた「地区別景観形成方針」を定めます。

■地区別景観形成方針

景観形成イメージ

身近な自然との共生の中で育まれてきた景観や
地域の原風景でもある田畑等の自然的土地利用がなされている地区

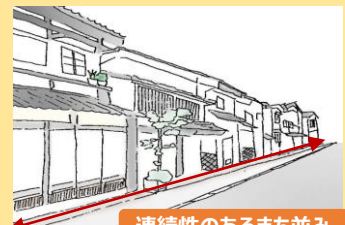
- ① 山林等の自然を維持し、表情豊かで広がりのある山並みの景観を形成します
- ② 緑豊かな田園風景の基調となっている農地や山林を維持し、美しい田園・里山景観の維持・保全に努めます



建築物の高さは極力抑える

地域の成り立ちを伝える歴史的な神社仏閣等の建造物や史跡等から成る
本市の歴史的背景が垣間見える地区

- ① 笠間稲荷神社を中心とした、歴史性を感じる趣のある景観資源の保全と活用を促進します
- ② 城跡等の史跡・旧跡については、維持・保全に努め荒廃を防ぎ、歴史的景観の継承に努めます
- ③ 史跡などと現代のまち並みが調和した景観形成に努めます
- ④ 歴史的建造物を保全し、まち並みと調和した景観形成に努めます

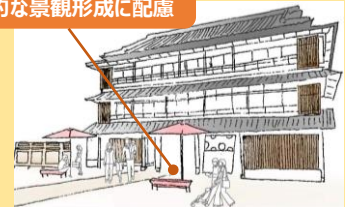


連続性のあるまち並み

地域の伝統的な風習を守り、祭事、文化的なイベント等
本市を特徴づける地域固有の文化的背景が垣間見える地区

- ① 祭事・イベントの継続的開催や、交流促進の憩いの場・ふれあいの場をつくり、多様な交流と賑わいのある景観形成を図ります
- ② 歴史的な価値を残す文化資源の活用を図ります
- ③ 希少性の高い歴史文化資源の保全や祭事等の地域固有の景観保全に努めます

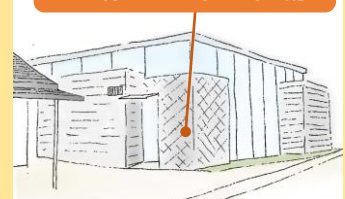
地域のもてなしが感じられる
文化的な景観形成に配慮



潤いと豊かな緑を提供する工業団地景観や、笠間焼や稲田みかげ石等
世界に誇れる伝統産業による地域固有の景観が垣間見える地区

- ① 建物配置やデザイン、緑化等の潤いのある景観形成に努めます
- ② 石切山脈の生み出す造形美の保全・活用に努めます
- ③ 登り窯等の景観資源を保全・活用し、笠間焼の文化や歴史の風情を感じる景観形成に努めます
- ④ 日本有数の栗の産地である栗園の風景は、地域独特の景観であるため、その資源の保全・活用に努めます

地場産材の素材を活用し、
地域の特色が感じられるよう配慮



本市の顔となる洗練された景観・賑わいある景観を創出する駅周辺や
幹線道路とその沿道、住宅地のまち並みの暮らしの中の景観を形成する地区

- ① 道路舗装、街路樹、街路灯等の連続性や統一感のある景観形成を図ります
- ② まちの顔として賑わいと風格のある市街地の景観形成に努めます
- ③ ゆとりや潤いが感じられる良好な住宅地景観の形成に努めます



公共に開かれたオープンスペースの設置

5. 景観づくりに向けた施策

本市の良好な景観形成に向けて、景観という共有の財産を守り育てていくため、市民と協働しながら、計画的に景観の保全・誘導を図っていくと共に、市民アンケート等で課題として挙げられた景観阻害要因について、本市の関連施策等と併せて課題の解消を図ります。

【景観の保全・誘導に関する施策】

より良い景観づくりに向けて、景観法及び関連法令を踏まえ、計画的に景観の保全・誘導を図ります。

●景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

建築物や工作物の他、庭園等の建造物と一体となり良好な景観を形成しているものを“景観重要建造物”として、また、学校等の記念樹、公園等に植栽されたシンボルツリー、まち並みの景観を構成している並木等を“景観重要樹木”としてそれぞれ指定するための方針を定めます。

【景観重要建造物の指定方針】

- ・優れたデザインを持ち、地域のランドマークとなっているもの
- ・市民に親しまれ、愛されているもの 等



【景観重要樹木の指定方針】

- ・地域の歴史や文化を感じさせるもの
- ・地域のシンボリック存在となっているもの 等



●景観形成重点地区の指定の方針

自然や歴史・文化的な雰囲気を残し、特色のある景観形成を有する等、重点的かつ計画的に景観の保全・誘導を図る必要のある地区について、地域住民との協力により、景観づくりを推進する“景観形成重点地区”として指定するための方針を定めます。

●屋外広告物の表示及び掲出に関する事項

屋外広告物は、良好な景観形成を図る上で重要な要素であることから、茨城県屋外広告物条例の遵守に努め、適正な規制誘導を図ります。

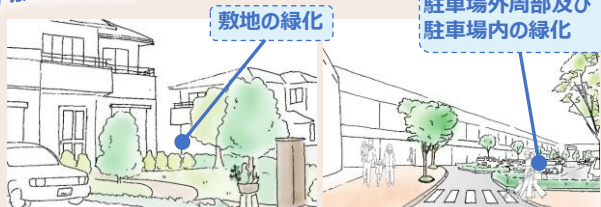
●良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

良好な景観形成に影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の行為については、景観法に基づく届出と、景観形成基準への適合が必要となります。

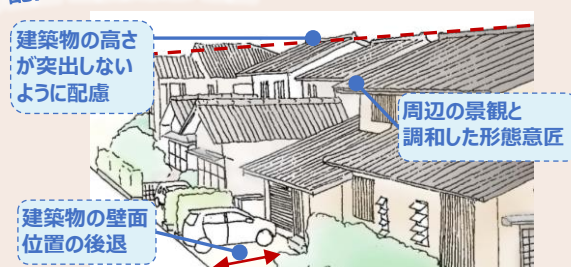
届出対象行為		届出対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さが10mを超えるもの 又は延床面積が1,000㎡以上のもの
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	鉄塔、鉄柱、煙突、アンテナ、高架水槽、貯蔵施設、風力発電設備、その他これらに類するもの	高さが15mを超えるもの
	擁壁、塀、柵その他これらに類するもの	高さが5mを超えるもの
	地上に設置する太陽光発電施設	地上からパネルの上端までの高さが10mを超えるもの又はパネルの合計面積が1,000㎡以上のもの
開発行為		区域の面積が1,000㎡以上のもの
土地の形質変更		区域の面積が3,000㎡以上のもの

【景観形成基準】良好な景観形成を図るための適合基準

└敷地の緑化



└配置・規模・形態・意匠



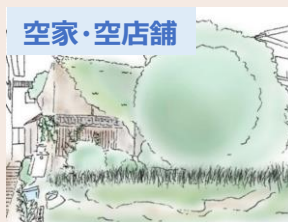
【景観阻害要因の改善に関する施策】

良好な景観形成の課題となっている景観阻害要因に対して、本市の関連施策及び景観法、関連法令による規制誘導により、課題解消を図ります。

●空家・空店舗及び空地について

空家・空店舗や空地が適切に管理されていないことにより、周辺住民等へ悪影響を及ぼしています。

本市では、所有者への適正な管理を促し、空家特措法に関する制度活用等を検討しながら、安全の確保と景観の改善を図ります。



●耕作放棄地について

農業の担い手不足などにより、優良農地の減少や耕作放棄地の増加が進み、良好な田園環境が失われています。

農業委員会では、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化のため、毎年、農地の利用状況調査を実施し、荒廃農地について、再生利用が可能か困難かを判断します。また、農地中間管理事業（農地の集積・集約化）により、耕作放棄地の発生を抑制・防止します。



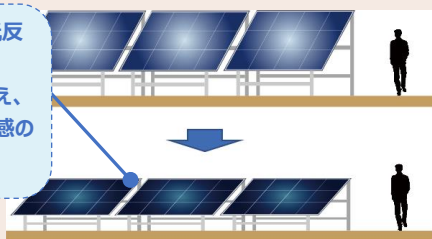
●太陽光発電施設について

大規模な太陽光発電施設の設置が急速に進み、景観や自然環境等に影響を及ぼしていることから、景観法による届出対象行為とし、景観形成基準への適合や良好な景観形成に向けた運用を図ります。

【景観形成基準】

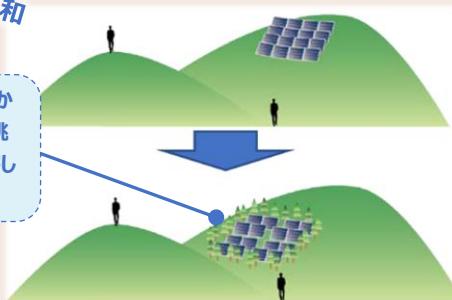
└太陽光パネルについて

- ・太陽光パネルは低反射のものを使用
- ・パネルの高さを控え、歩行者への圧迫感の軽減に努める

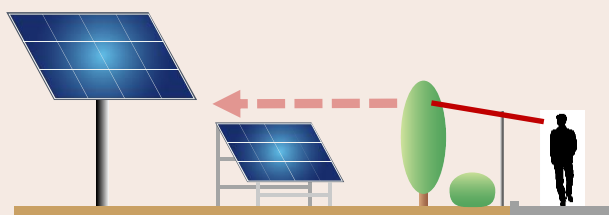


└山並みとの調和

- ・眺望点や平地から、山並みの眺望景観を阻害しない配置

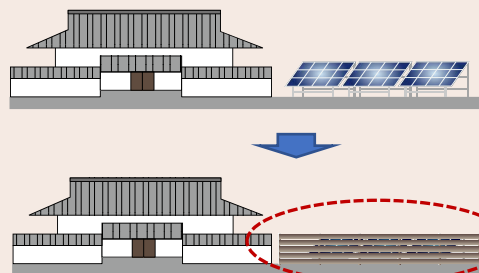


└住環境との調和



- ・「抑制区域※」への設置を避ける
- ※笠間市内における太陽光発電施設設置事業と住環境との調和に関する条例
- ・近隣の道路や住居等への反射、圧迫感等の影響に配慮し、できる限り後退して配置
- ・植栽等の緩衝帯を設け、直接見えないよう目隠しや緑化に努める

└周辺環境との調和



- ・指定文化財等の地域資源への近接を避け、周辺景観との調和に配慮

6. 景観まちづくりの推進体制

市民、事業者及び行政それぞれの役割を定め、一人ひとりが景観の価値を再認識し、景観まちづくりの理念や方針を共有しながら、協働による景観まちづくりの推進に取り組みます。

市民

自らが景観まちづくりの主体となり、豊かな居住環境や地域の良好な景観をつくり出す姿勢を持つことが大切です。美化運動などの自主活動を基本として、所有する建築物等の美観維持・向上に努めます。

事業者

建築物や広告物が景観を構成する重要な要素であることを十分認識し、自主的かつ積極的に良好な景観まちづくりに努めることが重要です。事業を行う際は、周辺の景観に調和した事業計画とするよう努めます。

行政 (市)

景観を尊重した施策を推進し、良好な景観まちづくりの先導的な役割を果たす必要があります。国・県等と連携を図り、関連制度を有効活用しながら、良好な景観まちづくりを推進するよう努めます。

7. 景観まちづくりの推進手法

景観の保全・誘導や、景観阻害要因の解消など、良好な景観を形成するためのまちづくりの推進に向けて、次の取り組みを行います。

(1) 景観に対する市民意識の向上

- 広報活動の推進
- シンポジウム等の開催
- 外部支援組織が開催する勉強会等の支援

(2) 市民の自発的な景観まちづくり

- 景観づくりへの市民参加
- 景観まちづくり教育活動の推進
- 市民活動の支援、市民団体の育成

(3) 景観まちづくりの推進体制や仕組みの構築

- 笠間市景観条例の効果的な運用
- 笠間市景観審議会の設置
- 景観まちづくり関連法制度の活用
- まちづくりアドバイザー派遣制度の活用

(4) 公共施設整備における先導的役割

- サイン計画の適切な運用
- 景観に配慮した公共施設の整備方針
- 景観重要公共施設の指定に関する検討事項

【問合せ先】

笠間市 都市建設部 都市計画課

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号 ☎0296-77-1101